平成２２年（フ）第１１１０７号
埼玉県さいたま市中央区大戸１丁目16―６―201
破産者　李　　聖文
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１１３号
東京都新宿区富久町16―８―506
破産者　山口　育男
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１１４号
千葉県柏市今谷上町54―92
破産者　草島　章之
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２６号
東京都江戸川区篠崎町１丁目404―15―103
破産者　岩本　康子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１４１号
東京都清瀬市竹丘１丁目16―20
破産者　宮田　　訓
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１５８号
東京都世田谷区上馬１―15―２―201、住民票上の住所栃木県鹿沼市寺町1017
破産者　石田　光昭
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１６３号
東京都日野市大坂上４丁目６－１―203
破産者　鄙里真砂美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１８３号
埼玉県戸田市川岸３丁目２－５－Ⅱ―101
破産者　中村　弘行
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１８８号
東京都大田区南蒲田１丁目10―13―101
破産者　及川　義勝
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１８９号
東京都大田区南蒲田１丁目10―13―101
破産者　及川　栄子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２２９号
東京都中野区東中野５丁目29―10―502
破産者　大塚　博之
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２３９号
東京都目黒区鷹番２丁目18―18―202
破産者　久米田育子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４５号
東京都足立区千住河原町46―13
破産者　岩崎ジョアンコローこと　イワサキ　ジョアン　コロー
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２８０号
東京都板橋区蓮根２丁目６－８―602
破産者　鈴木　栄一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２８１号
東京都荒川区荒川２丁目58―１―103
破産者　星　万里子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２９８号
東京都多摩市連光寺１－２－１―536　小池方、住民票上の住所長野県上水内郡飯綱町大字倉井3576
破産者　松元　征美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３６１号
東京都足立区鹿浜８丁目２－５―105
破産者　筒井　克彦
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３７８号
東京都立川市若葉町４丁目25―１－９―408
破産者　木佐貫泰文
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３９９号
東京都墨田区向島５丁目45―10―609
破産者　永井智司雄
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１１号
埼玉県吉川市吉川団地５―13―202
破産者　市東真由美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１８号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目９―13―202
破産者　鈴木　正浩
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２３号
東京都練馬区東大泉２丁目９―21―３Ｆ、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野台６―20―19―203　辻雅之方
破産者　辻　　隆
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４３０号
東京都世田谷区船橋７丁目６―11
破産者　堀越真由美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部